

日タイ協定における特定原産地証明書の遡及発給並びに経過措置について

平成 19 年 11 月
日本商工会議所

日タイ協定の発効日である 11 月 1 日以降タイに輸入通関される貨物については、特定原産地証明書を提出することによって、特惠関税が享受される旨規定されております(協定第 39 条)。他方、協定に基づく特定原産地証明書の発給は、協定発効日である 11 月 1 日以降となります。そのため、11 月 1 日に輸送中または税関監督下にある産品については、特定原産地証明書を遡及発給し、後日税関に提出することで特惠関税を享受することとなります(Operational Procedures, Section 2 Rule 12)。

しかしながら、後日特定原産地証明書を提出予定の貨物に関する通関時の手続き(必要な書類の有無)、関税あるいは担保金の支払い方法、特定原産地証明書の提出時に必要な書類などは、すべて 11 月 1 日以降にタイで制定、公布されるタイ財務省規則等に規定される諸条件に従うこととされており、現時点では明らかになっていません。

したがって、発効日に輸送中あるいは税関監督下にある産品について、特定原産地証明書の後日提出により特惠関税を享受することを検討されている場合には、タイの輸入者において、必要な手続きを確認する旨要請していただくようお願い申し上げます。

以上